

国民健康保険からのお知らせ

— こんなときには届け出を —

国民健康保険(国保)に加入するとき・やめるときは、届け出が必要です。手続きに必要なものをお持ちになり、役場で手続きをしましょう。

国保に加入された方は、役場で手続きをした日ではなく、加入資格を得た日までさかのぼって国民健康保険税(国保税)を納めなければなりません。また国保脱退の手続きが遅れると、国保税と社会保険料を重複して支払う可能性もありますので、届け出の事由が生じたときから**必ず14日以内**に届け出をしましょう。

届け出には、**世帯主と被保険者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。**

個人番号カード(マイナンバーカード)(写真入り)をお持ちの方はカードを、お持ちでない方は個人番号が分かるもの(通知カードまたは個人番号が記載されている住民票など)と本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

世帯主以外の方(同一世帯)が手続きをする場合でも、世帯主の個人番号が分かるものが必要となります。

こんなとき		手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険を抜けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 職場の健康保険を抜けた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 母子健康手帳
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 保険証
	職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 国保の保険証 職場の保険証 ※未交付のときは、加入したことを証明するもの
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 保険証
その他	町内で住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	
	保険証をなくしたとき (汚れて使えなくなったとき)	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 本人であることを証明するもの (使えなくなった保険証)
	就学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 保険証 学生証の写しまたは在学証明書

※職場の健康保険に加入したときは、国保の保険証は至急返却してください。

職場の保険証ができるまでの間に、国保の保険証を使うことはできません。

誤って国保の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくことになりますので、ご注意ください。